

【記入例】

様式第1号

受付番号 No. - 号

直結増圧式給水方式事前協議申請書

令和〇年 〇月 〇日

川口市上下水道事業管理者

給水装置工事申請者

建築主

申請者名 (株)〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇
 申請者住所 川口市青木〇-〇-〇
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

次のとおり給水方式について事前協議を申請します。

工事場所	川口市 青木〇〇〇〇 (土地の地番を記入)			
計画建物概要	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 <input type="checkbox"/> 増改築 地上 8 階 地下 階 <input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 店舗併用住宅 <input type="checkbox"/> 事務所併用住宅 <input type="checkbox"/> その他()			
	住宅戸数	<input checked="" type="checkbox"/> ファミリータイプ 40 戸 <input type="checkbox"/> ワンルームタイプ 戸 <input type="checkbox"/> 店舗 戸 <input type="checkbox"/> 事務所 戸 <input type="checkbox"/> その他 戸		
		40 戸		
予定工期	着手 令和 〇年 〇月 〇日	竣工 令和 〇年 〇月 〇日		
協議者	会社名及び氏名	} 記入		
	住所			
	電話番号			
	担当者			
給水装置の概要	給水方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直結増圧式 (1 階 ~ 8 階) <input type="checkbox"/> 併用式 <input type="checkbox"/> 1・2階直結 <input type="checkbox"/> 貯水槽方式 <input type="checkbox"/> その他		
		計画一日最大使用水量	〇〇 m ³ /日	
	使用水量	瞬時最大使用水量	〇〇 L/min	
		貯水槽有効水量	m ³	
	取出口径	配水管口径 100 mm × 取出口径 50 mm × 増圧設備口径 50 mm		
	水道メーター設置計画	直結メーター	親メーター	φ 50 mm 個
			店舗メーター	mm 個
			共用メーター	13 mm 1 個
その他メーター			mm 個	
平型住戸用メーター	φ 13mm	個	検針方法 <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道局 検針	
	φ 20mm	40 個		
	φ mm	個		
平型その他メーター	φ 20 mm (消防用)	1 個	<input type="checkbox"/> 自己検針	
	φ 20 mm (共用)	1 個		

1. 「案内図」「屋外配管図」「各階配管図」「配管系統図」「流量計算書」「水理計算書」その他必要とするものを添付し、2部提出してください。

2. 事前協議の内容に変更が生じた場合は、再協議してください。

※ マンションなどの共同住宅で各戸検針(子メーターの設置)を希望する場合は記入して下さい。

各戸メーター(子メーター)の収納ボックス寸法については、必ず川口市給水装置工事設計施行基準第41条に記載されている寸法を遵守すること。

【記入例】

様式第2号

直結増圧式給水方式条件承諾書

令和〇年 〇月 〇日

(あて先) 川口市上下水道事業管理者 様

給水装置工事申込者(所有者)

氏名又は名称 (株)〇〇〇〇

住所又は所在地 代表取締役 〇〇 〇〇
川口市青木〇-〇-〇

建築主

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

給水装置の設置場所	川口市 青木〇〇〇〇 (土地の地番を記入) (建物の名称) (仮称)〇〇〇〇共同住宅新築工事
指定給水装置工事事業者	氏名又は名称 給水装置工事を行う工事事業者が 電話番号 決まっている場合は記入
増圧給水設備等の管理人	氏名又は名称 管理人が決まっている場合は記入 電話番号

直結増圧式給水方式について次のことを承諾いたします。

1. 故障時の対応

直結増圧式給水方式は、断水や水圧低下のとき、貯水槽のような貯留機能がないため、水の使用が出来なくなることを承知しています。

なお、停電や故障により増圧給水設備が停止したとき、又は、水圧低下により一時的な出水不良が発生したときは、直接給水栓を使用します。

2. 定期点検

増圧給水設備及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、1年に1回以上の定期点検を行うと共に、必要な修繕を行います。

3. 損害補償

直結増圧式給水方式に起因する事故が発生し、上下水道局及び他の使用者等に損害を与えた場合には、責任をもって保証します。

4. 管理人等の継承

所有者又は管理人を変更するときは、変更後の所有者又は管理人にこの装置が条件承諾付であることを、熟知、承知させます。

5. 既設給水管の使用責任

既設給水管の使用による直結増圧式給水方式とした場合、これに起因する漏水及び赤水等が発生したときは、配管の布設替等を所有者又は使用者の責任において行い、上下水道局の指示に従い速やかに改善をします。

6. 水道メーターの管理及び取替え

水道メーターは維持管理及び計量に支障のないようにするとともに、オートロック設備付共同住宅の場合は、別紙(中高層集合住宅等における水道の給水に関する契約書)を提出します。

なお、支障が生じた場合は、上下水道局の指示に従い、所有者又は使用者の費用で速やかに改善をします。また、計量法に基づく水道メーターの取替え及び水道メーターの異常等による取替えには、上下水道局に協力し断水することを承諾します。

7. 条例・規則等の遵守

上記各項のほか、取扱上必要な事項については、川口市給水条例及び川口市給水装置設計施行基準を遵守して施行します。

8. 紛争の解決

上記各項の条件を使用者に周知徹底させ、直結増圧式給水方式に起因する紛争等については、当事者間で解決し、上下水道局には一切迷惑をかけません。

9. 交換又は廃止

増圧給水装置を交換又は廃止する際は、上下水道事業管理者へ速やかに届け出ます。